

Ⅲ 地球環境時代に対応したくらしづくり

(1) 住宅の長寿命化（「200年住宅」）促進税制の創設（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）

耐久性、耐震性及び可変性を備えた質の高い住宅の供給及び適切な維持管理等による住宅の長寿命化を推進するため、一定の基準に適合する認定住宅に係る登録免許税等について、従来の住宅に係る以下の現行特例等と比べて税負担を更に軽減する特例措置を創設する。

※新築住宅及び適切な維持管理等が行われた既存住宅の取得が対象

<従来の住宅に係る現行特例>

- 登録免許税：所有権保存登記（特例：0.15%、本則：0.4%）
所有権移転登記（特例：0.3%、本則：2.0%）
抵当権設定登記（特例：0.1%、本則：0.4%）
- 不動産取得税：特例（1200万円控除）
- 固定資産税：特例（戸建て：3年間1/2、中高層：5年間1/2）

●住宅の循環利用の促進に関する法律案（仮称）

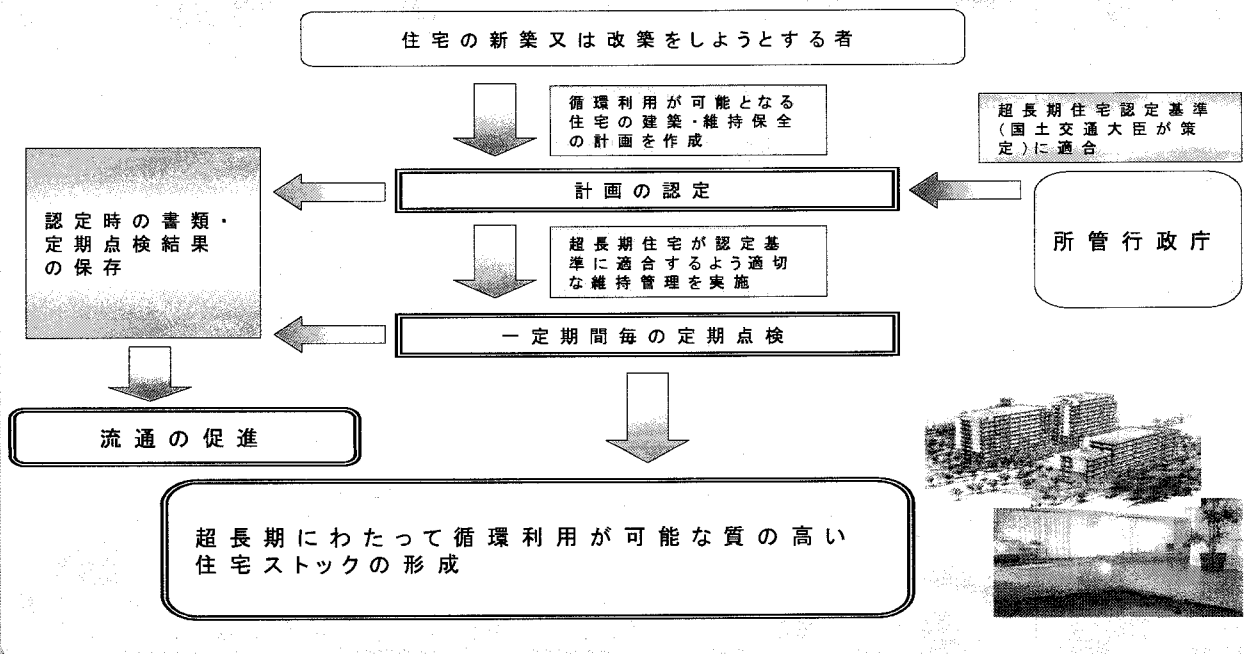
背景

- ・少子高齢化の進展による医療、年金、介護など福祉に対する国民の負担の増大
- ・地球環境問題・廃棄物問題等の深刻化

「つくっては壊す」フロー消費型の社会から、「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く大切に使う」ストック型社会への転換が急務。
特に住宅政策分野においては、平成18年に制定された住生活基本法に基づき、ストック重視型の住宅政策を積極的に講ずることが必要。

制度概要

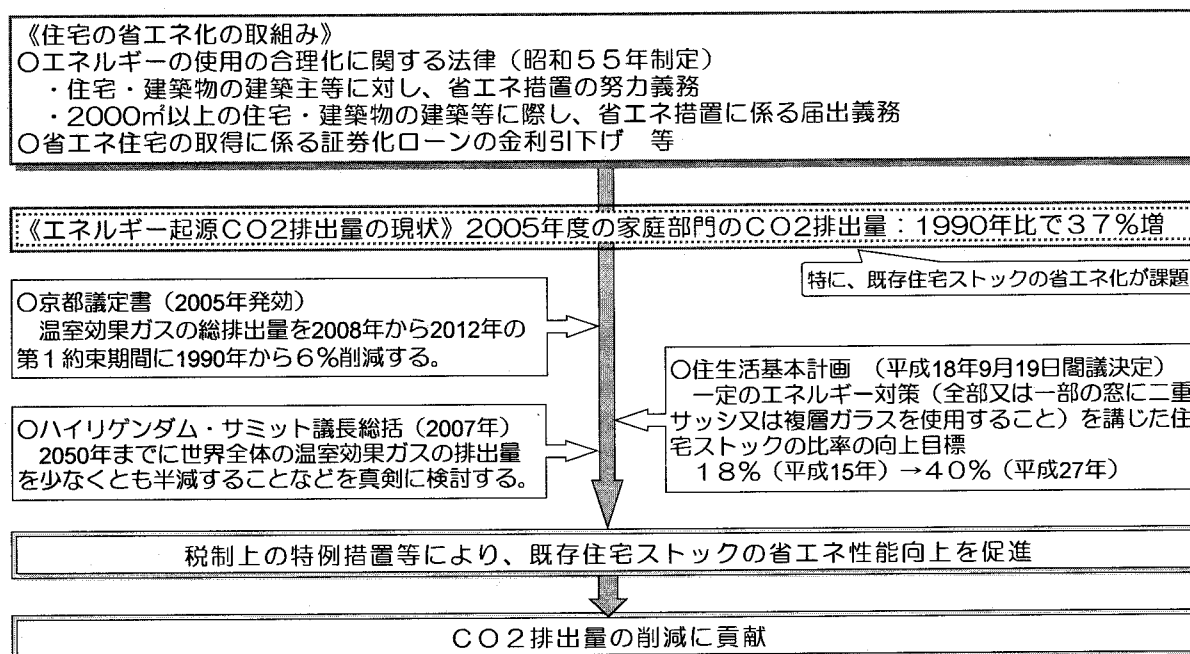
住宅の循環利用に関する基本方針（国土交通大臣が策定）



(2) 住宅に係る省エネ改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、既存住宅において一定の省エネ改修（窓の二重サッシ化や壁の断熱化等）を行った場合について、以下の特例措置を創設する。

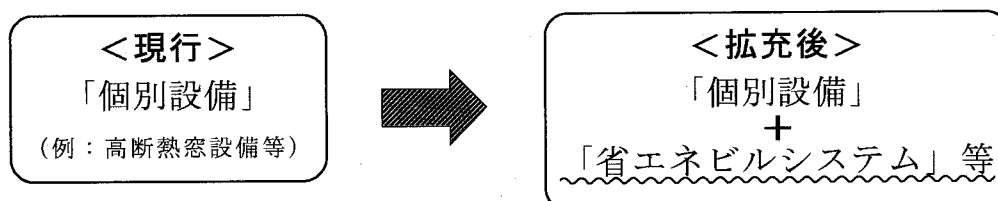
- 所得税：省エネ改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を税額控除
- 固定資産税：3年間1/2に減額



(3) エネルギー需要構造改革投資促進税制の延長及び拡充（エネルギー利用革新税制）（所得税、法人税、法人住民税）

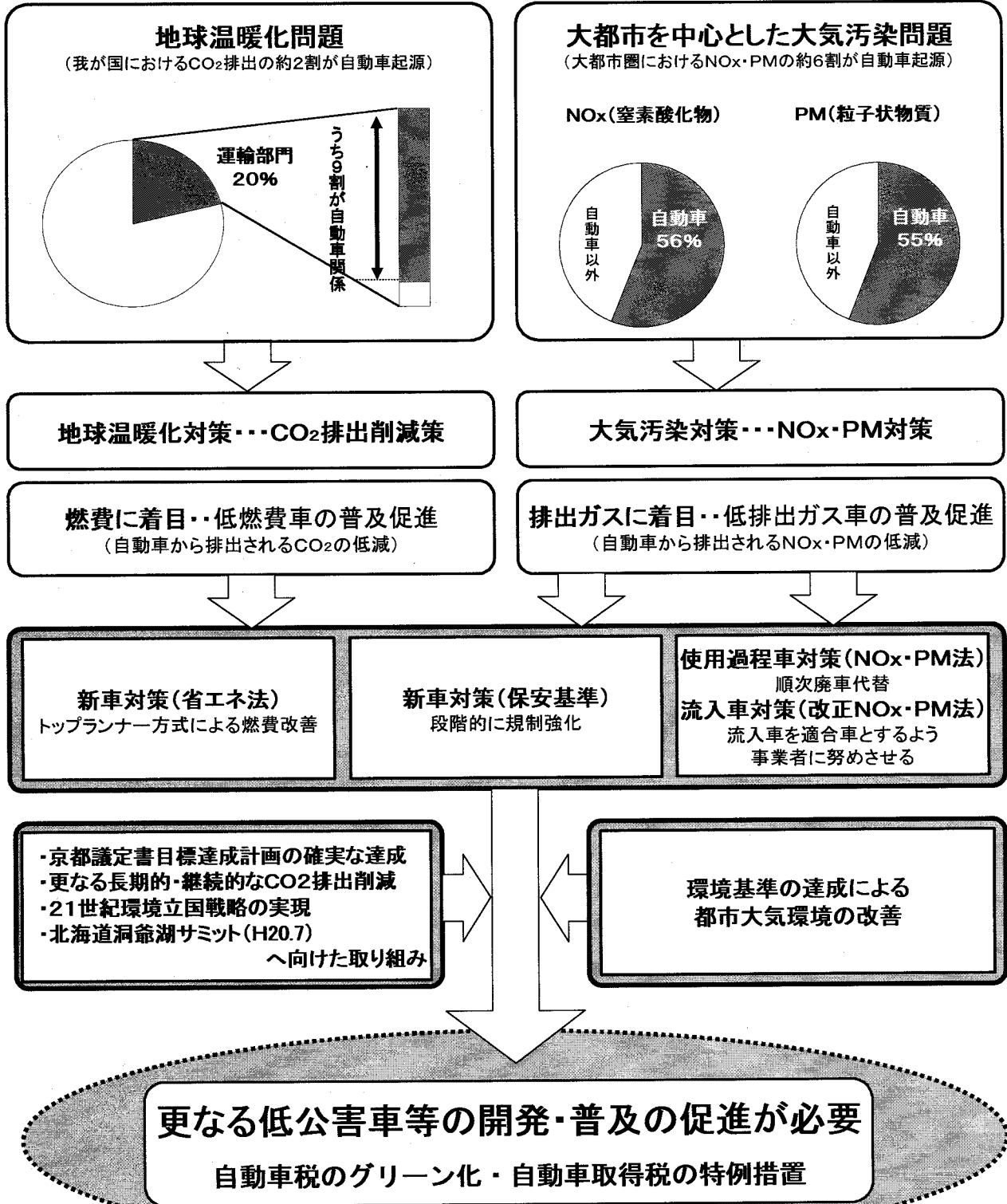
地球温暖化防止に向けて業務部門のCO₂排出量の削減を図るため、エネルギー需給構造改革投資促進税制を拡充し、従来より対象としている個別設備に加え、省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される「省エネビルシステム」等を新たに対象に追加する。

- 法人税・所得税・法人住民税：特別償却30%（中小企業者等については税額控除7%との選択が可能）



(4) 自動車グリーン税制の延長等 (自動車税、自動車取得税)

○自動車グリーン税制の必要性






○自動車税のグリーン化・低燃費かつ低排出ガス車に係る自動車取得税の特例措置

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、環境負荷の小さい自動車の普及を促進する特例措置について、所要の見直しを行った上で延長する。

■現行制度の概要

【軽課・軽減】

- ・電気自動車（燃料電池自動車を含む）、CNG自動車、メタノール自動車
……自動車税を概ね50%軽減
- ・低燃費かつ低排出ガス認定車
……自動車税の軽減・自動車取得税の軽減は以下の表による。

	燃費基準+10%達成車 	燃費基準+20%達成車 
☆☆☆☆車 	(自動車税) 税率を概ね25%軽減 (自動車取得税) 取得価額から15万円控除	(自動車税) 税率を概ね50%軽減 (自動車取得税) 取得価額から30万円控除

【重課】

- ・車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車
(ただし、低公害車、一般乗合バスを除く)……自動車税を概ね10%重課

＜排出ガス性能＞

○☆☆☆☆車：平成17年基準値より、有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車

【低排出ガス車認定制度】

「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、平成12年に定められた低排出ガスの認定制度。平成17年基準（大気汚染防止法等に基づき平成15年に定められたもの）からみた有害物質の低減レベルに応じ、ステッカーを貼付。



＜燃費性能＞

○燃費基準+10%達成車：平成22年度燃費基準より10%以上燃費性能の良い自動車

○燃費基準+20%達成車：平成22年度燃費基準より20%以上燃費性能の良い自動車

【自動車の燃費性能に関する公表制度】

「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づき、平成16年に定められた燃費基準達成車等の公表制度。平成22年度燃費基準（省エネ法に基づき、平成22年度までに達成すべき基準として平成11年に定められたもの）からみた燃費性能に応じ、ステッカーを貼付。



○ディーゼルトラック・バス等に係る自動車取得税の特例措置

自動車に起因する地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、重量車燃費基準を達成し、かつ平成17年自動車排出ガス規制に適合等しているディーゼルトラック・バス等の取得に係る特例措置について、所要の見直しを行った上で延長する。

■現行制度の概要

- 対象車両：車両総重量が3.5 tを超えるディーゼルトラック・バス等のうち、以下の基準を満たしたもの。

	新長期規制適合車	新長期規制値10%以上 低減(NO _x 又はPM)車
燃費基準達成車	1.0%軽減	2.0%軽減

<排出ガス性能>

○新長期規制適合車：平成17年10月から導入されている世界最高水準の排出ガス基準であり、新短期規制の値よりNO_x・PMとも大幅に低減される環境性能に優れた自動車

○低排出ガス重量車：新長期規制値より、NO_x又はPMを10%以上低減させた低排出ガス車



2005NO_x▲10%



2005PM▲10%

<燃費性能>

○燃費基準達成車：平成27年度燃費基準を満たす自動車



【重量車燃費基準について】

重量車燃費基準は、世界で初めて平成18年4月から導入された重量車の燃費基準であり、これにより2015年度出荷分の車両総重量3.5 t超のディーゼルトラックの平均燃費は、2002年度比で約12.2%向上するものと推定される。

(5) 建設廃棄物の再資源化施設等に係る特例措置の延長及び拡充（所得税、法人税、固定資産税）

建設資材廃棄物の再資源化等に必要な再資源化施設等の整備を促進するため、特例措置を延長するとともに、対象となる装置を拡充する。

○所得税・法人税

(延長) 建設混合廃棄物選別装置について、14/100の特別償却

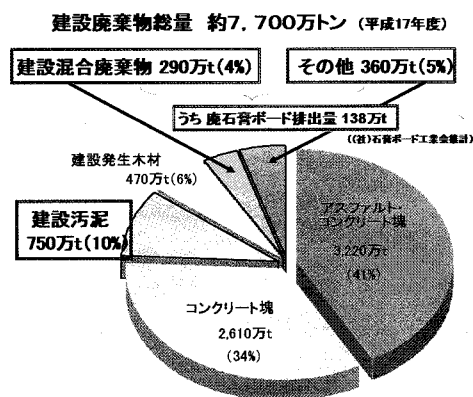
(拡充) 建設汚泥再生処理装置、廃石膏ボード再生処理装置について、14/100の特別償却

○固定資産税

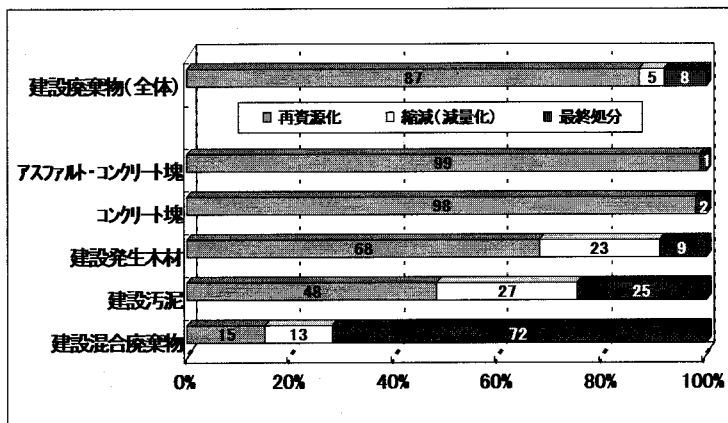
(延長) 建設混合廃棄物選別装置、建設汚泥再生処理装置について、課税標準を3年間3/4に軽減

(拡充) 廃石膏ボード再生処理装置について、課税標準を3年間3/4に軽減

建設廃棄物の品目別排出量 (H17年度)



建設廃棄物の再資源化等の状況 (H17年度)



再資源化の例 (上：建設汚泥 下：廃石膏ボード)

